

議案第7号

和解について

市は、平成24年7月2日付けで締結した「消防救急デジタル無線移動局購入」物件供給契約に関し、市に生じた損害の賠償請求事件を提訴したことについて次のとおり決定し、和解する。

令和7年6月5日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

1 和解額

16,400,000円

2 和解の内容

(1) 和解の相手方

神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役社長 増 田 幸 司

(和解額の全額支払い義務を負う)

千葉市中央区都町6丁目21番5号

スイス通信システム株式会社

代表取締役 平 野 恒 次

(900,000円を限度に連帯支払い義務を負う)

(2) 和解金の支払

和解金は、和解の相手方が令和7年7月末日限り支払う。

(3) 他の請求権の放棄

市は、本件に関し、このほかの請求権を放棄する。

提 案 理 由

和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求めるものである。